

平成25年度 第2回庄内町行政改革推進委員会 会議録

- 1 開催日時 平成25年10月2日(水) 18時30分～21時10分
- 2 開催場所 庄内町役場 第二会議室
- 3 出席委員 大瀧国夫、岡部一宏、小林義廣、佐藤正義、志田重一、清野美子、高梨美代子、和田明子、渡邊和能
- 4 欠席委員 齋藤ゆう子
- 5 説明員 梅木課長(教育課)、太田補佐(情報発信課)、齋藤補佐(税務町民課)、佐藤主幹、鈴木主査、佐藤主査、柿崎主任(保健福祉課)、佐藤主査、高田係長(建設課)、富樫主査(企業課)
- 6 事務局 情報発信課長 企画係長、清野主任

---

1 開 会 (18:30)

2 委員長あいさつ

前回の引き続き遅い時間からの開催となり一日の仕事の後で皆様大変お疲れ様です。行政改革推進委員会に課せられている任務は、町長から任命された内容になり、重いものと受け止めていかなければならないと考えています。皆様からの慎重審議をお願いします。

3 確認事項等

資料の確認及び本日の日程について(事務局)

4 協 議

(1) 平成25年度事務事業評価の外部評価(所管課ヒアリング)

① 通園通学対策事業(教育課)

バス運行事業(情報発信課)

【委員長】 これより協議に入りますが、本日は3項目について協議いただく。

【事務局】 第二次評価結果、事務事業評価シートに基づき対象事業説明

【説明員】 町有のスクールバスは14台あり、内5台が幼稚園専用、8台が小中学校、1台が冬期運行用となっている。余目地域においては、中学校専用2台、小学校用2台が配置されている。立川地域では4台とも小中学校で兼用となっている。運行に関しては、余目地域は個人委託、立川地域は個人委託が1名、他は入札による民間委託となっている。12月から3月は冬期運行期間も加わり、冬期間のバス利用対象は、小学校は通学距離がおおむね2km以上、中学校は自転車通学区域である。冬期間運行では、小中学校分の町有バスでは足りないので他に11台を民間委託している。第一次評価の中に個人委託から民間委託へ移行したい旨が記載されていることに関してだが、個人委託の場合は、入札ができないので町で示した額で委託しているため競争原理が働かないということがある。但し、民間会社の現状をみると安全運行のために運転手を増員しなければならないことなどもあり経営的に厳しい面もあるようだ。近隣町の例で言えば、冬期間委託していた民間会社が手を引くと

いう話もあるようなので民間も厳しい状況である。現在の台数を維持するのに個人委託から民間委託にして受け入れてもらえるか難しいところである。第二次評価にあるバスの有効活用に関してだが、スクールバス運行の現状は、通園、通学の朝の時間帯と15:00頃からの下校時の時間帯である。その間の運行ができないか、ということだと捉えているが、運転手は小中学校の通学のために6:30から乗車し、幼稚園の登園終了の9:30までを兼務し、その他に園外活動、校外活動への対応も入ってくるので難しいところである。情報発信課で所管するバスとスクールバスの管理は一緒にできるのではないかと考えている。

【説明員】 町営バスは交通弱者の足の確保を図り、福祉の向上を図ることを目的に実施されているが、加えて、学生の通学に合わせた運行も考慮している。町営バスの運行には、幹線路線と循環路線があり、幹線路線は毎日(12/28~1/3 運休) 運航され、北月山荘から役場西庁舎までが2往復、立川庁舎まで2往復運航されている。幹線路線の朝の1便については、スクールバスを利用した混乗運行になっており、スクールバスに一般の乗客が乗ることができるようになっている。循環路線については、主に余目地域、一部立川地域で運行されている。4コースを隔日で1日3便運航している。運転手は個人委託で、幹線路線2名、循環路線2名である。事務事業評価の第一次評価としては現状維持と方向づけている。第二次評価結果については教育課からの説明にあったとおり、今後どのように進めていくか検討する段階である。

【委員長】 所管課からの説明に質問、意見はありませんか。

【委員】 個人委託、民間委託の関係があるので、現状として難しいところがある。少子高齢化や過疎地域もある。現状として住民が気軽に買い物にも行けない不便があると聞いている。医者に行くにしても、日中の時間帯で定期的に運行するバスがあれば便利だと思う。ますます高齢化が進むので町で所有するバスを活用して利便性向上できないものか。

【委員】 混乗運行について説明があったが、スクールバス運行の制度として問題はないのか。

【説明員】 混乗運行を実施する前に、陸運局からの許可を得て実施しているので問題はない。

【委員】 今の混乗運行の制度を活用すれば、年配の方々の利便性も高まるのではないのか。

【説明員】 現在混乗運行している路線は、瀬場から立川庁舎までの縦の路線である。余目地域については、分刻みで集落を回るので一般の方が乗車するとなると学校の始業時間に間に合わなくなることも想定される。

【事務局】 スクールバスは、前もって何名乗るのか決まっている。混乗運行して一般の方が大勢乗るとなると難しい。現在の混乗運行路線は立谷沢から立川小学校までなので、一般の方もそう多くは乗らない。それが前提になっている。全路線への対応は困難である。

【委員長】 混乗の余地はないのか。実際生徒はどの位乗っているのか。どの路線も空きがない程乗っているのか。

【説明員】 その路線によって違う。2小学区で言えば、3集落にしか児童が居ないので余裕はある。余目中学校の場合は、1回の運行では乗りきれないので戻って2回目の運行をして対応している。

【委員長】 メリットを見いだせるとすれば混乗運行だと思う。ルールは必要になるだろうが、混乗はできないんだ、となるとメリットは無いのではないのか。

【説明員】 立谷沢地区は縦方向の道路だが、他は集落を回っている。町なかについてはスクールバスは運行していない。スクールバスの国基準では、小学校は4km以上、中学校は6km以上である。分刻みで運行している中で、運転手が料金の受取り対応もすることになると負担が大きい。

【委員】 乗車料金はどのようになっているのか。

【説明員】 幹線路線の立谷沢地区から余目地域まで300円、清川地区から余目地域まで200円、循環路線が100円である。65歳から70歳は乗車料金が半額、70歳以上は無料になっている。

【委員】 65歳になってシルバーパスをいただいた。立谷沢地区の人は重宝している。一般の方が朝

の時間帯に混乗運行は理解しているが、帰りの時間が分からないので乗りたくても乗れないのではないかと。周知はしているのか。

【事務局】 時刻表は全戸に配布している。

【委員長】 バスの運行事業は町民からも評価が高い。課題となっているスクールバスと町営バスの一本化は可能なのか。金銭的なメリットはあるのか。町営バスを利用している人がスクールバスも利用することができれば、利用できる便が増えることでメリットを見いだせるのか。それを受ける民間会社があるかどうかも課題である。混乗運行によって子ども達と交通弱者が会話できて良いと思うが、それだけで良いというものではない。今年度の事業費として通学通園バスが 6,300 万円、町営バスが 2,000 万円、合計で 8,300 万円である。この金額で運行に係る経費として見合って民間会社が受けられるのだろうか。試算はしていないのか。

【説明員】 行っていない。

【説明員】 民間の場合は入札で契約される。事業費の 6,300 万円というのは、スクールバスに関する全ての予算なので委託契約の金額ではない。委託額は約 5,100 万円である。個人委託の場合、燃料費は町負担になっている。

【説明員】 町営バスの場合だと、個人委託の金額が 1,370 万円である。これには冬期間の添乗員分も含まれる。

【委員】 スクールバスの場合、朝の通学通園時間の仕事が終われば帰りの時間までは休みになるのか。企業で委託を受けるとなれば、点検は朝の空き時間に行い、車両を通園通学の空き時間に回して運行して利益を出すようにする。スクールバスに乗せる人が限定されると厳しい。

【説明員】 個人委託の場合、仕事の時間は朝 3 時間、夕方 3 時間の 6 時間を時間当たりの単価で積算している。空き時間も運行となると時間単価が上がる。

【委員】 民間では 8 時間労働が基本である。空き時間は他の仕事をしてもらうなどしてフル稼働で働かせなければならない。トータル的には従事する人を減らせるのではないかと。

【説明員】 個人委託の金額は、業者の 1 時間当たりの一般的な単価と、実働時間（6 時間）によって積算している。

【委員】 6 時間の従事では生活していくのは厳しい。運転手、整備員、添乗員は、空きをみて回していくことで、人員も削減できる。民間に任せただけの場合は、車両の維持管理も任せて利益を出してくると思う。

【委員長】 民間であれば、8 時間分の仕事を作る。でないと人材が確保できない。それが民間である。

【説明員】 冬期間は民間会社に委託しているが、空き時間は本社も戻するなどして、そのように対応していると思う。

【委員】 スクールバスは教育課、町営バスは情報発信課となっているが、同じバスなのだから運転手の管理など事務的なところは一緒にできないのか。

【説明員】 問題はないと思う。だから第二次評価でも管理を一括にしているのだと思う。スクールバスへの混乗は難しいが、管理は可能なのではないかと考える。

【委員】 スクールバスの混乗が難しいのであれば、一括管理によって経費も抑えられるのではないかと。

【委員長】 加えて、スクールバスの空き時間、町営バスの空き時間の組み合わせも可能なのではないかと。

【委員】 立谷沢地区でも、運行便数が少ないため使いづらく、北月山荘に行っても夕方まで帰れないという声もある。もう少し便数が増えると良いのだが。

【委員長】 町としては投資した以上に、町民の満足度が得られれば良いのではないかと。

【委員】 民間会社や企業で受けるところがあれば町と話し合って、できる場所はお互い融通しあってするなどしてはどうか。人材活用にもなり地元企業が良くなれば地域にとっても良いと思う。採算のことを考えると厳しいところがあるが、住民の利便性を考えれば町からも応援してもらってとなれば、民間でも十分対応することは可能なのではないかと。

- 【委員長】 今日まとめるものではないが、第二次評価の付帯意見にある一括管理などの方向性というのは妥当なのではないかと思う。但し、検討する機会を設けること、という段階から進めて、結果は分からないけれども検討すること、ということでも良いのではないか。
- 【委員】 将来のことを思えば、是非考えてもらいたいことである。色々と地域の問題もあるし、どっちが得かではなく、この辺りで考えなければならない。是非、検討してほしい。
- 【委員長】 この項目についてのヒアリング、質問等は、ここで区切りとする。説明員の皆さんお疲れ様でした。

## ② 税徴収業務（税務町民課）

使用料等徴収業務：介護保険料（保健福祉課）、保育料・学童保育料（保健福祉課）、町営住宅使用料（建設課）、下水道使用料（建設課）、幼稚園保育料（教育課）、ガス・水道使用料（企業課）

- 【事務局】 事務事業評価シートに基づき対象事業説明
- 【説明員】 第二次評価にある各課横断的な取組みを推進についてだが、平成 20 年度より収納業務のあるところの職員が集まり、「庄内町収納率向上対策連絡会」を年数回開催して情報交換等を行っている。昨年度は口座振替の指定日の変更について協議した。これまで毎月 26 日が口座振替日になっていたのだが、月末（納期限の日）に統一するよう提案し今年度から実施している。今年度については会計室が主導して、ゆうちょ銀行の取り扱いについて検討し、納付のチャンネルを広げて、より収納率が向上するように協議している。徴収業務については、基本的に税は滞納処分という最終手段でもって対応することもある。公租公課ということで交付要求等の際にも税が優先されるということもある。また、強権発動できるので、徴収業務とは言えども同じ土俵で行うのは難しいところがある。収納だけということであれば、一緒にできる場所もあるのではないかと思うが、今言ったように困難なところがある。
- 【委員長】 第二次評価の中に、各課横断的な取組みの他に将来的なシステム構築とあるが、どのようなことを指しているのか。また、口座引き落としの際の手数料は町負担なのか。
- 【説明員】 口座引き落としの手数料は町負担である。
- 【事務局】 将来的なシステム構築に関しては、収納業務のある所管課で各々システムを導入しているところもあるため、システム更新の際には統一してはどうか、という意味である。
- 【委員長】 町全体の収納を一括管理して、未納部分を各課に、というイメージか。現在は課毎に収納管理を行っているのか。ネットワーク化していないのか。
- 【説明員】 町への収入は会計室で処理するが、その後、各課では会計室から届く収入票を基に手処理で消し込み作業等の入力作業をしている。
- 【説明員】 基幹系システムを使用しているところは、会計室で入金伝票を OCR で読み込んで処理をするが、各課では、データを読み込んで手処理をしないと未納かどうかは分からない。また、同じ基幹系システムを使用しているも、個人情報保護等の観点から業務間で閲覧権限が設定されており、他業務の状況を把握することは困難である。
- 【委員】 事業内容シートを見ると、口座振替の普及率が 67.1%とあるが、低いのではないか。もっと努力しなければならないのではないか。
- 【委員長】 口座振替のことも含めて使用料徴収業務の状況について説明願いたい。
- 【説明員】 介護保険料の場合は、65 歳になって半年経過すると自動的に年金から天引きになるので口座振替には、特にこだわっていないというのが実情である。天引きになるまでの 6 ヶ月間のみ現金納付か口座振替かを選択することになるが、その後は年金機構を調整がつけば天引きになる。
- 【説明員】 保育料、学童保育料に関しては、口座振替になっていない方も若干いるが、その月のうち

に約9割が口座振替で納付されている。引き落としされなかった方には納付書を発行している。2ヵ月納付できなかった場合は、早めに督促状を送付している。また、委任状をもらって、児童手当で委任払いも行っており、その場合は、未納分を差し引いて支給している。

【説明員】 町営住宅の使用料に関しては、新規入居の際に口座振替の案内をしている。強制ではないが、最近は口座振替をほぼ選択していただいている。但し、3~4ヵ月口座振込みにならないと納付書に切り替えている。現在約4分の1が納付書納付になっている。3ヵ月以上未納だと明け渡しを要求できるということもある。また連帯保証人からの収納ということも可能ではある。

【説明員】 下水道使用料については、強制ではないが大半が口座振込である。一部納付書納付もある。

【委員】 なぜ、口座振替の率など数値を正確に把握していないのか不思議で仕方ない。民間であれば、仕入れと支払いの関係から把握していて当然のことである。

【委員長】 数値は把握しているだろうが、今日その資料を持ち合わせていないと私は解釈している。

【委員】 税徴収業務の事業内容シートを見ると、事業費が平成23年度から24年度は増えているのに、25年度は減少し1,400万円程になっている。現年収納率については、平成25年度残り半年を残して、前年度実績よりも計画が下がっているのは何故か。民間であれば、残り半年で前年度実績を上回るような努力をするのだが、今後どのような努力をするのか伺いたい。解釈が違ったら説明願いたい。費用対効果として、今年度の事業費が減少したから収納率も低下するのか。

【説明員】 平成24年度までは実績を記載しているが、平成25年度以降については、平成22年度の事務事業評価の目標値そのままであり。最下段に収納率向上アクションプランに掲載している目標数を記載している。

【委員】 費用対効果として、少ない経費で効果を上げているということか。

【説明員】 平成27年度までの事務事業評価上の長期計画である目標値を実績が上回っているということである。

【委員】 民間であれば、目標値を上回ったのであれば、すぐに計画を見直すのだが。平成24年度は、計画を上回ったということか。

【委員】 今年度の事業予算の見込みが減ったのはどうしてか。

【説明員】 後程資料提供する。

【委員】 経費をかけないで収納率が高まったとなれば良いことである。

【説明員】 口座振込の普及に関しては、本年4月1日から原則化され増加している状況である。

【委員】 住民税は口座振込にしているが、事業とのバランスをとるため固定資産税は納付書納付である。口座振込によって利便性は高まるが、そのような法人、企業経営者はいると思う。税のことで問い合わせに行った際の対応で縦割りだと感じた。ある程度、横の連携をした施策をしていかなければならないのではないか。

【委員長】 税には強権発動もあるということだが、実際には難しいのではないか。

【説明員】 不動産の公売まで行くのは難しいが、預貯金、給与の差し押さえは度々ある。

【委員長】 保育料に関して、意図的に支払わないということはないか。

【説明員】 幼稚園に関してはない。給食費の未納もない。

【説明員】 保育園、学童保育に関しては、委任払いで対応している。

【委員長】 ガス・水道に関しては、供給を止めるのか。

【説明員】 止めている。止めたままの人もある。

【委員】 払わないのか。払えないのか。

【説明員】 払わないと判断している。

【委員】 町営住宅で納付書への切り替えの効果は。

【説明員】 未納が続くと切り替えるが、概ね1ヵ月遅れ位で納付している。9月20日現在で、147

世帯中、11世帯が未納であったが、うち6世帯が1ヵ月の未納である。出納閉鎖期までには、ほぼ納付されるが過年度分の未納額93,500円は、現在納付済である。

- 【委員長】 電話催告システムに関連して徴収事務は町職員でないとできない、といった記憶があるが。
- 【説明員】 嘱託職員には、調査権、質問権がないだけで、町職員が同行して徴収も行っている。外勤徴収は特殊な例を除いて実施していない。自主納付、来庁納付をお願いしている。電話催告システムに関しては、平成23年度の導入当初は、督促状発行数の減少など効果があったが、最近では、直後のレベルに戻ってきて、横ばいである。
- 【委員長】 働いている人に対しては、早朝や夕方での対応でないと効果がないだろう。町の就業規則などでは難しいのではないかな。
- 【説明員】 勤務時間外での対応になるが、電話催告は、夜間も織り交ぜて行っている。また、未納者に対する一斉催告は、日曜日を入れて3日間で相談の対応をしている。納付についても金融機関によっては土日納付が可能などところもある。
- 【委員長】 民間では、売れたお金が入ってきて初めて実績となる。町も同じで定められた金額が入ってこなければならない。さらに徴収率、収納率の向上に向けて第二次評価で付された意見として、横断的な取組み、情報の共有化、システムの構築ということは求められているが委員の皆様如何か。
- 【委員】 第二次評価の中で、各課の横断的な取組みができるだろうとして提案されているが、できる部分を示してもらえないか。
- 【説明員】 情報の共有化は大事だと思っており、基幹システムのメモ欄に情報を入力することができるので、未納者が来庁した場合に、担当係につないでもらうことは行っている。
- 【委員】 そういったところを是非、前向きに検討していただきたい。
- 【委員】 競売物件に関してだが、町でも差し押さえをする例があると思うが町に入るのはどれくらいか。
- 【説明員】 金額についてはケースバイケースであるが、頻度としては年間1~2件である。
- 【委員】 これだけのシステムを構築するのに支払う年間の委託料はいくらか。
- 【事務局】 後日資料提供する。
- 【委員】 企業も役場も同じでお金をいただいてのサービスである。お金が入ってきて従業員の給与も払うことができる。会社であれば経理係がいて、全ての収支を把握している。役場には、そういった人は誰がいるのか。縦割りだから他のことは分からない。一本化にすれば、どこにどれだけの支払いがあるかが分かる。ソフトで一本にまとめれば上の段階で分かる。今のところは、各課に分けて手作業で入力しているということだが、未納分はここで対応するように、と話し合っているのではないかな。
- 【説明員】 同じ課内の基幹システムの中でも閲覧制限があって全ての課を横断するという事は難しい。
- 【委員長】 トータル的に管理しているセクションがないということか。
- 【委員】 各々の課で行うシステムになっていて誰かが責任を負うということがない。そうではなく1ヵ所で一括して分かるようにしなければならないのではないかな。
- 【委員長】 皆様からいただいた意見で次回整理をしたいと思います。説明員の皆様お疲れさまです。

### ③ 委託保育事業、余目保育園運営費、狩川保育園運営費、清川保育園運営費（保健福祉課） 幼稚園管理運営費（教育課）

- 【事務局】 対象事業について説明
- 【説明員】 減少傾向にある子どもの数に反比例して、保育所入所者数は増加傾向にある。地域別認可保育所定員と対象人数をみると、余目地域の定員200名に対して、0歳児から3歳児の477名のうち、8月1日現在で280名が保育所に入所している。一方、立川地域は、定員の135

5名に対して0歳児から3歳児が104名である。余目地域は、定員に対して入所希望が多く、町外の保育園に委託保育として入所している子どもが46名いる。中には、希望して町外保育所に入所している家庭もある。余目地域の定員を何故増やせないのかという点、余目保育所の場合、これまで何度か増築しているため、これ以上の増築は消防法上不可能である。また、私立のすくすく保育園についても、現状として増築はできない。新しく保育所を建てることについても検討課題である。余目保育所には正職員が5名、嘱託職員が12～13名いる。嘱託職員の場合、報酬が一定額ということもあり辞めてしまい、職員を募集している状況である。すくすく保育園は職員が全員、正職員ということで身分が保証されている。狩川保育園も同じような状況で保育士が不足している。町長からの指示で保育所と幼稚園のあり方について、保健福祉課と教育課の合同プロジェクトで協議を始めているところである。保育所の民営についても検討するよう指示されている。

- 【委員長】 教育課としては、どのような捉え方としているのか。
- 【説明員】 現状については、事務事業評価の一次評価のとおりである。町長のマニフェストに沿って検討していることは先ほど話があったとおりである。幼稚園としては、3歳児の受け入れについて話し合いに入っているが、2回の話し合いを終えた段階なので詰まった話にはなっていない。
- 【委員長】 幼稚園管理運営費の事務事業評価シートの中で、町が実施主体になる必要がある、民間委託はできない、と評価しているが、この判断で良いのか。
- 【説明員】 現状として私立幼稚園もあり、委託しているところもあるので可能だとは考える。但し、町の施策で幼稚園は公立で運営することを示しているためこのような評価になっている。現実的には、民営は可能だと思う。
- 【委員長】 幼小一体化というのがあったが、それが継続しているのか。
- 【説明員】 公民館も含めて、幼、小、公が一体となって地域づくりを行い、9年の義務教育ではなく11年の義務教育である、という考えである。
- 【委員長】 酒田市、鶴岡市の保育所は、社会福祉法人による運営が圧倒的に多いのではないかと。
- 【説明員】 民営になっているところが多い状況である。
- 【委員】 民営になっているところの内情は大変だと聞いている。宗教法人など無理して運営しているところもあると聞く。以前は、規模を拡大する動きがかなりあったが、子どもの数の減少もあり、止むを得ず幼稚園や保育園の運営を止めたところもある。
- 【委員長】 私立でも地域性でもって運営されているところは上手くいっているのではないかと。
- 【説明員】 公立の幼稚園を民営にすれば、単純に保育料は4倍程度になると思われる。現在、庄内町の保育料は、バス利用がない場合、7,000円/月である。保育料が3万～4万円になった場合、住民はそれで良いのだろうか。
- 【委員長】 保育料が増えるということはあるだろうが、町外の保育所にも入所している子どもがいると言うことは、それだけの負担を承知で入所しているのか。
- 【説明員】 保育所の場合、町外の保育所に入所しても町内保育所と同額の自己負担である。
- 【説明員】 4～5歳児は幼稚園と幼稚園の預かり保育で対応しているが、中には保護者の通勤の都合などで町外の保育所に入っている子どももいる。
- 【委員長】 保育所の場合、土日の保育もあるので勤務の関係で都合が良いということもあるのではないかと。
- 【説明員】 休日保育については、すくすく保育園、いのこ保育園で実施しているため休日保育を希望している家庭もある。
- 【委員】 3歳までが保育所、4～5歳児が幼稚園という年齢区分だが、幼稚園の定員に空きはないのか。
- 【説明員】 幼稚園には定員の定めがない。希望者全員を受け入れている。
- 【委員】 保育所も幼稚園も同じ公立なのだから連携できるのではないかと。保育所運営の事業内容シ

一トには、幼稚園では3歳児の受け入れを実施する気がないようだ、と記載がある。

- 【説明員】 そのことについては、現在検討している。国でも3歳児から幼稚園と示しているので、受け入れたくないという訳でない。現状として3歳児を受け入れた場合、保育室が足りない。給食についても現在は共同調理場で対応しているが、3歳児も対象となると対応が難しい。
- 【委員長】 現在の幼稚園施設では、何名まで入園可能なのか。
- 【説明員】 1クラス30名以下として預かり保育の部屋も必要になるので4クラス120名程度。但し、3歳児が30名1クラスで良いのか、ということもある。20名または15名といった配分も決めなければならない。配分によっては、1つの園で2~3クラス足りなくなる。
- 【委員長】 幼稚園では3歳児をこれ位受け入れることが可能という話になるのか。
- 【説明員】 現在の話し合いでは、まだそこまで進んでいない。今年度中に結論を出す予定である。
- 【委員】 町長のマニフェストによって評価時点の状況と変わってきている。どちらを見れば良いのか。もうすべきことは決まっているのではないのか。
- 【説明員】 プロジェクトチームで今年度いっぱい協議するので、現時点で結論ありきではない。
- 【事務局】 第二次評価の段階と状況が変わってきている。今置かれている環境として資料を見ていただきたい。
- 【委員】 本日配布の資料を見ると、既に決まっているように見える。全国的には民営の流れかもしれないが、庄内町の地域性として公立を求める声が多いんだ、ということを知ったことがある。庄内町の良い子ども達を育てるのに幼小連携があったはずだが、その考え方は無くなったのか。総合的に調整を図るということか。
- 【説明員】 現在、子ども・子育てニーズ調査を0~5歳児の保護者を対象に実施している。結果については、今月中にまとめる予定である。
- 【委員】 公立が無くなってきているのは時代の流れだと思うが、何でもかんでも指定管理者で、というものではないのではないのか。都市部と同じではないはずである。幼保連携の考えは無くなったのか。
- 【説明員】 幼保連携も含めての検討である。
- 【委員長】 幼保一元化については、以前から出ている。この辺りでは三川町は早い段階で取り組んだ。この件についての検討が随分遅いと感じる。幼稚園や保育所は正職員だけでは対応できない部分が出てくると思う。時間をずらした勤務もあり、臨時、嘱託職員は欠かせないことと思う。人事の規定で難しいことはないのか。
- 【説明員】 保育所については、早番、遅番で対応している。
- 【委員長】 すべからず正職員では無理なのではないか。その部分を埋めるのが臨時、嘱託職員であろう。町の定員適正化計画の話とも絡むが、嘱託職員については給与や身分保障の関係から民間を希望していく。
- 【説明員】 嘱託職員は3年間雇用で再雇用が可能であるが、身分が安定しているとは言えない。
- 【委員】 身分が不安定である。給料は上がらないのか。給料は日額か月額か。
- 【説明員】 月額給料である。
- 【委員】 三川町の場合は、少額でも毎年上がる。職員も幼稚園教諭と保育士の両方の資格を持っている人を採用すると人事でも融通がきく。三川町には臨時職員を10年、15年としている人もいる。身分保障をして安定したシステムを作っていかなければならない。
- 【委員】 幼稚園教諭と保育士の両方の資格を持っている人はそう多くはないのではないのか。厚生労働省と文部科学省に所管が分かれるように垣根の問題もある。
- 【委員長】 垣根というところからすると、保育所の入所基準に保育に欠ける、とあるが保育を必要としている者ということである。祖父母が居ても集団生活を体験させたい希望もあるだろうし、共働き世帯の女性の職場復帰については、国でも待機児童をなくする考えがある。今の状況で可能だと思えるのは、0~2歳は保育所、3歳児以上を幼稚園ではないか。これが可能となれば、いつまでも幼稚園が町立で良いのか、ということもある。社会福祉法人で

の経営が増えてきている中、切磋琢磨が求められるならば町立のままで良いのか、ということも今後に向けて検討すべきではないか。

【委員】 保護者も以前とは変わってきている。幼稚園にも保育園にも教育を求めるようになってきている。公立は色々制約があるだろうが、私立はやりたいことが何でもできる。町営と民営で、国からの補助に違いはあるのか。

【説明員】 公立保育園の場合、国からの補助金はない。民営の場合は、国、県からある。

【説明員】 公立幼稚園には補助金はない。

【委員】 自前で運営するよりも民間に委託すれば補助がある。

【説明員】 公立保育所の場合、休日保育や病児、病後児保育に係る部分は補助金が交付される。保育所運営そのものには補助金はない。

【委員長】 他に聞いておきたいことはないか。なければここで区切りとする。多岐に渡る内容でまとめるのは難しいが、次回以降よろしくお願ひしたい。説明員の皆さん長時間お疲れ様でした。

## 5 その他

次回の日程調整について

次のとおり確認

○平成 25 年 10 月 16 日（水）午後 6 時 30 分から

○庄内町役場本庁舎 第二会議室

## 6 閉 会

( 2 1 : 1 0 )